平成２０年（フ）第１９２９号
京都府宮津市字波路102番地の50、開始決定時の住所京都府久世郡久御山町大字林小字宮ノ後９番地の１　２棟509号
破産者　松井　利充
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４号
京都府南丹市園部町南大谷外鳥居17番地
破産者　理・美容フジイこと　藤井　正八
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第３２７号
神戸市西区池上２丁目26―６
破産者　髙月　恒美
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第６９１号
奈良県生駒市小瀬町915番地３　エスポワールＣ―101、申立時の住所奈良市神功６丁目３番地１―511
破産者　衛藤今朝幸
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第８１４号
奈良市佐紀町2830番地の３
破産者　米澤　克治
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２０７１号
広島市西区観音本町１丁目18番４号
破産者　藤本　善得
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８７４号
大分市北鶴崎１丁目６番26号サンハイツ鶴崎802
破産者　幸田　信雄
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成１９年（フ）第１４４２６号
兵庫県加古川市加古川町溝之口230
破産者　難波　芳雄
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２７３８号
東京都千代田区神田神保町２丁目20番地
破産者　株式会社ヒーロー・アド
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５０１９号
東京都西東京市住吉町４丁目５－２―202、開始決定時の住所東京都西東京市ひばりが丘北２丁目２―11
破産者　今井　　進
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１５２号
東京都大田区大森本町２丁目４番20―103号
破産者　有限会社竹丸トータルサービス
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１５６号
東京都大田区南六郷３丁目20―１―603、開始決定時の住所東京都大田区大森本町２丁目４―22―1003
破産者　竹丸　将治
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６３５３号
東京都中央区勝どき１―１―１―431
破産者　創研エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６７４４号
東京都渋谷区宇田川町31番９号
破産者　株式会社エスタイル
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９６９１号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５―７―８―201
破産者　畠山　泰三
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０４４０号
千葉県市川市富浜３丁目12―15―403、開始決定時の住所千葉県市川市末広２丁目11―７―404
破産者　西山　栄展
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０３６号
埼玉県越谷市新川町１丁目184番地
破産者　株式会社第一写真製版
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４６６号
埼玉県戸田市本町５丁目11―６―503、開始決定時の住所東京都練馬区平和台２丁目13―６―701
破産者　下津　一三
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部